

令和7年第5期(10/27納期限)の給食費について 保護者負担額を軽減します

物価高騰の状況を踏まえ、国の地方創生臨時交付金を活用し、保護者の皆さまから納付いただく給食費を減額します。

対象

市立小・中・特別支援・中等教育学校(前期)の児童・生徒の学校給食費

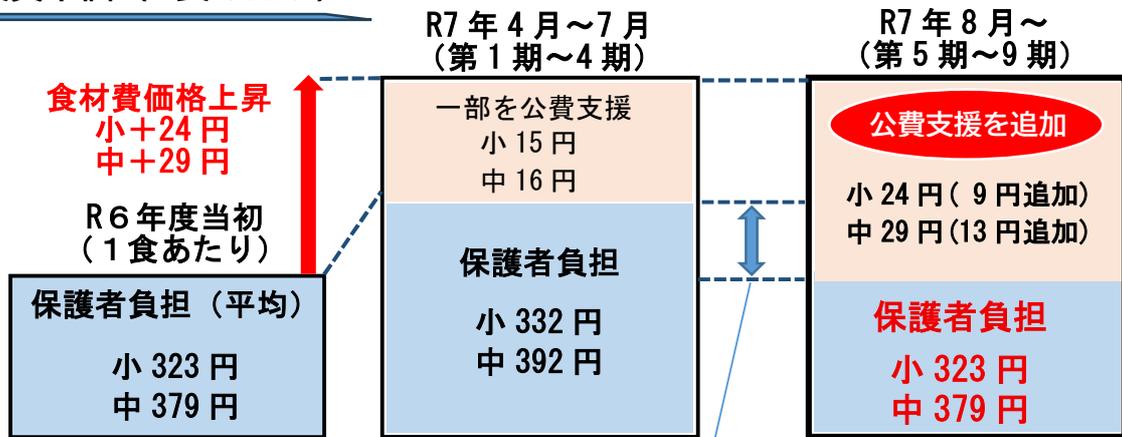
令和7年度の給食費 請求予定額

単位：円

	第1～4期 (4～7月分)	第5期 (8・9月分)	第6～8期 (10～1月分)	第9期 (精算期) (2・3月分±)
小学校	6,900	5,200	6,900	年間必要額 — 請求済額
特別支援(小)	7,100	5,300	7,100	
中学校	8,100	5,700	8,100	
中・中等教育学校(前) (スクールランチ校)	(牛乳代) 1,300	5,700	8,100	
特別支援(中)	8,400	5,900	8,400	

- ※ この表の金額は、「完全給食」の場合の定額請求額です。アレルギー等のため牛乳を飲まない、または牛乳のみ提供を受ける方などは請求額が異なります。
- ※ 8月に給食がなかった(夏休み明けの給食開始が9月からの)学校の第5期の請求額は、上記の半額となります。
- ※ 詳しくは、個人ごとに発行される「学校給食費等納付額変更(又は決定)通知書」をご確認ください。

給食費単価(1食あたり)



※ 「小」の単価は、特別支援学校小学部も同じ
「中」の単価は、特別支援学校中学部、中等教育学校前期課程も同じ

前年度(R6年4月1日)並み水準となるように公費支援を追加し、保護者負担額を減額

【問い合わせ先】

新潟市教育委員会 保健給食課給食費管理グループ
TEL : 025-226-3213
E-mail : hokyu@city.niigata.lg.jp